

(案)

尾鈴(川北)国有林1021林班森林整備事業(保育間伐【活用型】)請負 契約書

- 1 作業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

作業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
保育間伐 集造材外	スギ外 スギ外	5.93 ha	640 m3	円	請負金額 (うち取引に係る消費税及び地方消 費税額 円也 円也)	尾鈴(川北) 国有林 1021つ 林小班	尾鈴(川北) 国有林 1021つ 林小班
		記番別作業 内訳表のとおり	作業工程別 数量内訳書 のとおり				

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
「()」の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。」

- 2 事業期間

自 契約締結の翌日
至 令和8年3月13日

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
○	部分払 月1回以内	第38条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 4 支給材料及び貸与品

品 名	品質規格	数 量	引渡予定箇所	引渡予定日
封印ペンチ		1 本	西都児湯森林管理署	契約締結日
封印用鉛		70 個	〃	〃
封印用銅線		1 巻	〃	〃
発送検知野帳	50枚綴	2 冊	〃	〃
ペンチ		1 本	〃	〃

5 特約事項

- (1) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする。
(2) 特約条件については別紙のとおりとする。

上記の請負事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び、製品生産事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	宮崎県西都市大字妻909－5	
		分任支出負担行為担当官	
		西都児湯森林管理署長 森本 茂	印

請負者	住 所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇	
		株式会社〇〇〇〇	
		代表取締役	印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合

請負者	〇〇共同事業体	
代表者	住所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇
		株式会社〇〇〇〇
		代表取締役
		印

	住所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇	
		〇〇〇林業	
		代表取締役	印

記 番 別 作 業 内 訳 表

林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業期間		間伐目安 haあたり本数	備 考
					自	至		
1021つ	保育 間伐	3.86		3.86	契約締結 の翌日	R8. 3.13	スギ 310 本	森林整備事業(保育間伐【活 用型】)請負仕様書による
1021つ	〃	2.07		2.07	〃	〃	ヒノキ 430 本	〃
小計		5.93		5.93				

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 表

材種	作業工程	細 目	数 量	備考
素材	集 造 材		460 m3	
	山 元 巻 立	機 械 巻 立	50 m3	
	封 印 発 送		540 m3	
	C材等集造材		180 m3	
	C材等山元巻立	機 械 巻 立	50 m3	
	トラック運材		m3	

森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負 仕様書

適用範囲

この仕様書は、西都児湯森林管理署の実施する森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 間伐対象木は、記番別作業内訳表の目安本数とし、選木にあたっては、標準地に準じて選木するものとする。
- (3) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木(胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上)としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹 種	長 級 (m)	径 級 (cm)	C 材	長 級 (m)	径 級 (cm)
スギ	3 4上	14上 14上	対象樹種 スギ	2,3,4	8上
ヒノキ	2	18上	ヒノキ		
	3	14上	その他		
	4	12上			
	6上	14上			

ただし、監督職員の指示のある場合(小径木一般材等)はこの限りではない。

2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- (1) 伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 搬出を伴わない切り捨て間伐木については、保育間伐作業仕様書によること。

3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払いにおける数量の確定

- (1) 伐倒数量
面積による。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- (2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による。

7 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

8 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特 約 条 件（保育間伐【活用型】）

- 1 保育間伐作業において、請負者が選木伐倒した造林木の本数が目安本数の125%を超える場合は、その超える本数について発注者は損害賠償の請求をすることができる。
賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。
- 2 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
(注)別に定める賠償基準は、「下刈り折損の損害賠償基準」を準用する。
- 3 請負者は、特記仕様書を遵守すること。
特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。
- 4 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- 5 請負者は、上記4で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。
- 6 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。
この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。
- 7 伐区外の作業道作設等で搬出支障木(広葉樹等)が発生した場合は、別途買い受けとする。

特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

特 記 仕 様 書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（令和３年４月１日付け２林整整第１４００号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1. 路網計画（見取り図）

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ 1.5m 程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、Ｓ字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2. 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3. 伐開

別紙１ 保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4. 土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
(※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30cm 程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
(※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
(※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
 - ・洗い越しの標準断面図
 - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
(※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他
事業終了時において、監督職員の指示に従い登坂部分等に、適切な間隔で洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

5. 作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

6. 施工管理

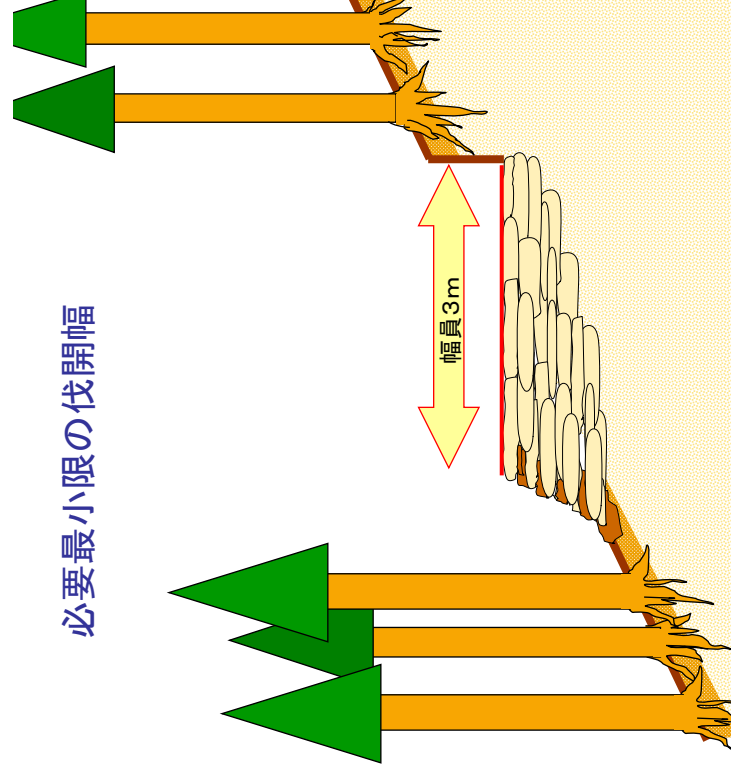
作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

7. その他（汚濁等が発生した場合の処置）

本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



森林作業道作設マニュアル

森林作業道作設方法

1 線 形（ルート設定）

- ア 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している安全な箇所を通過するように選定する。（土質の脆い箇所、崩壊地等を回避する、集水域を大きく変えるような線形、水が集まりやすい箇所や沢に近接する線形は避けること。）
- イ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に運行できるように設定するとともに、主に運搬用として使用する区間については排水に考慮し尾根筋にカーブ状に設定することを心懸けること。また、主に集材等に使用する区間は、基本的に等高線に沿って設定し、雨水等を安全な尾根筋や沢に分散排水させる線形とすること。

2 開 設

（1）盛土のり面保護工

- ア 最初に盛土を支える水平の基礎部を谷側斜面の最下部に作設すること。（地山優先の掘削禁止）
- イ 林地を覆っていた表土及び無機質土壌を交互に基礎部の上に移動・配置し、おおむね30cm程度の層毎にバケット背面等で十分転圧しながらサンドイッチ状に盛土を積み上げること。
- ウ 路体堅固な土構造によることを基本とし、路肩までキャタピラで十分転圧すること。
- エ 盛土勾配はおおむね1割にすること。
- オ はぎ取り表土や根株は谷側の法面に適切に配置し、盛土のり面保護工として活用すること。
- カ 林内への落石、土砂の崩落等の発生を最小限に抑えること。
- キ 不安定な土石、土砂等を路体、切土のり面、盛土部分に放置しないこと。
- ク 切土のり面は直切りとし、切土高は、1.5m程度以内に努めること。
- ケ 主に集材等に使用する区間は、上記1のイのほか、概ね20m毎に低く波打つように波形勾配を利用した分散排水とすること。
- コ カーブ部分は、スムーズに回れる半径（水平方向概ね半径6m以上）、縦断勾配を確保すること。
また、排水はカーブ上部の入り口付近で行い曲線部分への雨水の流入は極力さけること。
- サ 路網幅員は、契約条件に従うこと。
- シ 仕上げ段階で切り取り法面に飛び出した根をカットすること。

（2）構造物の作設

- ア 沢を横断するところには、転石等で洗越等を作設すること。
- イ 洗越は、十分な通水断面積をもたせた緩やかな凹型勾配（5%程度）にし、水の流れに対して直角に作設すること。
また、谷側（吐口）に地山の浸食防止のための石張り、丸太積み、巨石の設置等を行い、山側（呑口）には、少し切り込んで転石等を敷き、よく転圧すること。（上流部、下流部に流速を抑えるための水溜を設ける）
- ウ 急傾斜地や脆い地質の場所は、丸太組等で補強すること。
（構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置）
- エ 作業中及び施業終了時には、豪雨時に出水が予想される崖地や小さな沢等に水切り（丸太等の活用）を設置すること。

（3）機械等

- ア 使用する機械は、現地の状況や開設する作業路網の幅員等に適合した大きさ（0.20m³～0.45m³程度）を使用すること。

3 そ の 他

- ア 伐開手は、作業路網支障木の伐採に当たって、不用意に先行伐採せず、オペレーター等とよく打ち合わせた上で、必要最小限の範囲を伐採すること。
- イ 伐開手は、盛土のり面保護工に利用しやすいように、支障木の伐り口は若干高めに伐採すること。
- ウ 伐開手は、開設作業が効率的に行えるよう伐倒木及び枝条等を適宜整理しておくこと。
- エ 開設作業は、基本的に上り作業で行うこと。
- オ 降雨時等、路体がぬかるみやすい状態での無理な作業は行わないこと。

採材仕様書

採材寸法表

西都児湯森林管理署

1. 玉切りは、採材寸法表により表示されたところを樹心に直角に切り、ひき違いや割れを作らないようにし、元玉のひき残しを必ず切り落とすこと。
2. 柱適材採材の対象樹種はスギ・ヒノキとするが、原則として元玉ならびに二番玉とし、径級範囲は14～18cmの通直材とする。
適材か否かの判断の基準は10.5cm製材製品の一等产品（全角）がとれるか否かによる。特にヒノキについては、積極的に採材する
スギ割柱適材は原則として樹齢55年生以上の元玉で材色は赤系統で美しく年輪がほぼ均一な材を対象とし、原則として末口32cm以上の無節材から採材する。
3. スギ2m（全径級）及び3m・4m小径木（13cm下）の採材はしない。
4. ヒノキ2m（16cm以下）及びヒノキ3m小径木（13cm以下）の採材はしない。
5. ヒノキ4m（7cm以下）の採材はしない。
6. スギC、ヒノキCについては、別途「国有林材安定供給システム企画提案内容」による。
7. 採材寸法表は、右記の表のとおり。

留意事項

1. 平成元年1月10日 第2号「当面の採材について」
2. 平成元年3月29日 元熊利第55号「スギ・ヒノキの価格体系の改定について」
3. 平成17年6月6日 フミナー用原材料生産に伴う参考資料
4. 平成21年8月31日 21九販第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取り扱いについて」
28九登第54号「平成28年度以降に適用する素材販売価格及び立木販売基準価格について」
5. 平成29年2月13日 一部改正について

樹種	用途	長 (m)	径級 (cm)	品等	延寸 (cm)	備考
スギ	一般材(小径)	3.0 ～ 4.0	8～13下	込	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	3.0 ～ 4.0	14上	元・並	5	
	芯持柱	3.0	16～20	元・並	5	通直で無節に近いもの
	割柱	3.0	34上	元・並	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長材	6.0 ～ 8.0	14上	元・並	10	
	梁材	4.2	24～26	元	10	単曲材で元玉
		5.2	24～28			
		6.2	24～28			
	ラミナ(直)	3.0 ～ 4.0	末口14～元口45以内	5	5	最高矢高 10cm以内
	ラミナ(曲)	3.0 ～ 4.0	末口14～元口40以内	5		
ヒノキ	一般材(小径)	3.0 ～ 4.0	8～13下	込	5	システム販売相手方との協定による
		3.0 ～ 4.0	8～13下	込	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	2.0	18上	元・並・込	5	
	一般材	3.0	14上	元・並	5	
	一般材	4.0	12上	元・並・込	5	
	芯持柱	3.0	16～20	元・並	5	通直で無節に近いもの
	長材	6.0 , 8.0	14上	元・並	10	直材で元玉
	梁材	4.2	18～22	元	10	単曲材で元玉
		5.2	22～26			
		6.2	24～30			
マツ	一般材	2.0, 3.0, 4.0	13上	込	5	
	梁材	2.2, 3.2, 4.2	18～24	込	10	単曲材で元玉
モミ	一般材	2.0 , 4.0	24上	込	5	
ツガ	一般材	2.0, 3.0, 4.0	24上	込	5	
他N	一般材	2.0, 3.0, 4.0	14上	込	5	
カシ	一般材	2.1, 3.2, 4.3	20上	込	5	末口径30上通直材長尺採材
その他L	一般材	2.1, 3.2, 4.3	22上	込	5	
NL	チップA	2.0	10上	込	0	
スギ・ヒノキ	端尺材	0.6 ～ 1.6	14上	込	0	根曲り部分からの採材が原則
ス・ヒ・その他	C材等未利用材	0.6上	8上	込	0	システム販売相手方との協定による

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 請負者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 請負者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」とい

う。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 請負者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、請負者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 発注者は、請負者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、請負者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 請負者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和7年度 西都児湯森林管理署
森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負 生産作業図
尾鈴(川北)国有林 1021つ林小班

伐区	林小班	樹種	林齢	面積 (ha)	生産量(m³)		
					一般材	C材	合計
1	1021つ	スギ	44	3.86	430	80	510
1	1021つ	ヒノキ	44	2.07	30	100	130
合計				5.93	460	180	640

